

第 1 回検討会での主なご指摘事項



資料3 2. 該非判断基準策定に当たって勘案すべき点（案）

- 国内での廃プラ循環の推進の観点を加えられないか。PETやそれ以外の廃プラについても、国内利用が促進されるべきである。
- 東南アジア等の輸入規制の強化について、想定される輸出先の情報は常時把握し、可能な限り整合を取る必要があるのではないかな。

<該非判断基準策定に当たって勘案すべき点（案）（第1回検討会資料3 2.（1）より抜粋）>

（1）輸入国における環境汚染の防止と適正なリサイクルの推進

- ①輸入国における環境汚染の防止
- ②過去の廃ペットボトルに係る輸出条件との整合
- ③国内のリサイクルペットボトルの品質目標との整合

（2）廃プラスチック輸出の円滑な運用の確保

- ①各国の輸入規制強化への対応及びシップバックの防止
- ②税関における水際対策の実効性の確保



資料 3 3. 該非判断基準 (案)

(1) 複数のプラスチック樹脂の混合がないものの該非判断基準

- ・ 臭気や見た目等、事例紹介で紹介された条件で、原案に入っていないものについても検討すべき。
- ・ 単一樹脂の条件について、選別の現場ではPEに若干のPPが混ざることやその逆もある。物性は若干落ちるが、リサイクルは可能。「単一」の意味が、純度100%となるとリサイクルを阻害する可能性もある。プレコンシューマーやポストコンシューマーも意識して施策を考える必要があるのではないか。
- ・ フレークのミックスカラーについては、色が混在していても問題なくリサイクル可能である。
- ・ ベール品を規制対象とすることが判断基準からは読めない。
- ・ ベール品を輸出不可とする案では輸出が成り立たなくなる懸念がある。
- ・ 軟質フィルムについて、フラフ状が規制対象外の条件であるが、リサイクルの現場ではフラフ以外が使いやすい実情もある。形状の評価だけでなく、使う側も色を要求していない場合もあるので、品質や用途も合わせて評価すべきではないか。

<バーゼル法の規制対象外となるための条件 (第1回検討会資料 3 3.より抜粋) >

- A : 飲食物、泥、油等の汚れが付着していないこと
- B : 廃プラスチック以外の異物が混入していないこと
- C : 単一の廃プラスチック樹脂で構成されていること
- D : リサイクル材料として加工・調整されていること

<ベール状のプラスチックの例>





資料3 3. 該非判断基準 (案)

(2) 複数のプラスチック樹脂の混合があるものの該非判断基準

- ペットボトルのラベルにポリスチレン (PS)が使われていたり、キャップにポリエチレン (PE)が使われている事例も例示した方がよい。
- キャップやラベルは若干でも混ざると色付きのフレークになる。無色透明が規制対象外の条件になると、ラベルやキャップの混在は許容されないことになる。

＜バーゼル法の規制対象外となるための条件 (第1回検討会資料3 2. (2) より抜粋) >

- A : 分別され、ラベル (PE) 、キャップ (PP) 、ボトル (PET) 以外のプラスチック樹脂や異物を含まないこと
- B : 洗浄され、飲料や泥等の汚れが付着していないこと
- C : 裁断され、フレーク状になっていること

規制対象外

規制対象

